

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																										
<p>(前 略)</p> <p>(決裁)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事又は副学長の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事又は副学長に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難い事案については、この限りでない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(決裁)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左)</p> <p>3～4 }</p> <p>附 則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。</p>																										
別表第1 (第2条関係) (略)	別表第1 (第2条関係) (同 左)																										
別表第2 (第3条第2項関係)	別表第2 (第3条第2項関係)																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事項</th> <th style="width: 50%;">決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第3号及び第12号に限る。)及び第26条に定める事項</td> <td>研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第1号に定める事項</td> <td>教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第2号に定める事項</td> <td>研究・企画・病院担当の理事又は大学改革担当の副学長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	決裁者	(略)		分掌規程第8条(第3号及び第12号に限る。)及び第26条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事	(略)		分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事	分掌規程第8条第2号に定める事項	研究・企画・病院担当の理事又は大学改革担当の副学長	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事項</th> <th style="width: 50%;">決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)及び第26条に定める事項</td> <td>研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第1号に定める事項</td> <td>教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	決裁者	(同 左)		分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)及び第26条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事	(同 左)		分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事	(同 左)	
事項	決裁者																										
(略)																											
分掌規程第8条(第3号及び第12号に限る。)及び第26条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事																										
(略)																											
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事																										
分掌規程第8条第2号に定める事項	研究・企画・病院担当の理事又は大学改革担当の副学長																										
(略)																											
事項	決裁者																										
(同 左)																											
分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)及び第26条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事																										
(同 左)																											
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事																										
(同 左)																											
別表第3 (第4条関係) (略)	別表第3 (第4条関係) (同 左)																										